

市川市立宮久保小学校「学校いじめ防止基本方針」

いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

<基本理念>

学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、お互いを尊重し合う態度を養うことのできる環境を作るよう努める。また、いじめの早期発見、迅速な対応に取り組むとともに、地域や家庭、PTA等と連携を図りながら、いじめの未然防止に努める。

<いじめの定義>

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条第1項より）

1 いじめ防止の基本方針

①いじめの未然防止

いじめはいつでも、どこでも、どの子にも起こりうるものとし、被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に全ての教職員が取り組む。

②いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを認知していく。また、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有する。いじめの早期発見と未然防止のためにアンケートを行う。回数は年3回とし、アンケート後は児童との面談を行う。

③いじめが発生した際の対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。また、いじめの解消には一定の期間を必要とすることをふまえ、対応後も児童への見守りと声かけをし、いじめの再発や再燃を予防する。

2 いじめ防止の組織

いじめ対策委員会を設置し、学校基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。

3 重大事態への対応

生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑い（身体に重大な傷害を負った場合等）や相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、教育委員会と協議の上、いじめ対策委員会を招集し、当該事案に速やかに対処する。また、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

4 公表・点検・評価等について

- ・いじめ問題を隠蔽しない。
- ・学校いじめ防止基本方針が機能しているか、定期的に点検、評価を行う。